

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針等の一部改訂について(案)

1. 国立大学法人会計基準に関する実務指針の主な改訂内容について

(1) 受託研究とそれ以外の財源を合わせて購入した固定資産の償却期間について

受託研究収入とそれ以外の財源を合算して固定資産を購入した場合の当該資産の償却期間については、受託研究の財源相当額と他財源相当額を分けて登録し、前者を研究期間、後者を法定耐用年数として減価償却しているのが一般的だが、大学からの問合せも多いため、実務指針上に取扱いを明記するもの。

【Q8-3-2】

(2) 余裕金の運用拡大に伴う取扱い等について

平成 29 年 4 月の国立大学法人法の改正により、文部科学大臣の認定を受けて、寄附金等を原資とした余裕金の運用範囲をより収益性の高い金融商品にまで拡大することが可能となったことに伴い、国立大学法人が保有する有価証券の種類増加や、余裕金の運用損益の額の拡大も想定されるため、開示方法、注記、その他の取扱い等について追記をするもの。

【Q31-1】 【Q31-9】 【Q76-1】 【Q77-4-6】 【Q82-6】 【Q82-7】

(3) 国立大学法人等において厚生年金制度が適用される場合の例示について

本設問では、国立大学法人等において厚生年金制度が適用される場合について、制度上は厚生年金制度の適用が想定されるものの、常勤の役職員は厚生年金保険法の適用除外であると記載しているが、被用者年金制度の一元化に伴い、全ての常勤の役職員が厚生年金保険法の適用を受けることとなり、限定的な例示をする必要がなくなったため、本設問を削除する。

【Q35-3】

(4) 土地等の貸付の拡大に伴う賃貸等不動産の取扱い等について

平成 29 年 4 月の国立大学法人法の改正により、文部科学大臣の認可を受ければ、所有する土地等であって、業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることが可能となった。これに伴い、認可を受けた土地等の貸借対照表上の取扱いについて追記するとともに、財務諸表における賃貸等不動産の注記の記載例の見直しを行うもの。

【Q52-2】 【Q77-5-6】

(5) 附属明細書の様式について

「関係会社株式」「その他関係会社有価証券」の「当期損益外処理をした評価差額」等の「項目名の欄」の()に数値を入れていた法人があったため、様式の()の記載位置を変更するもの。また、業務費及び一般管理費の明細について、一部体裁を整えたもの。

【Q76-1】

(6) 附属明細書の施設費明細における収益及び返還の記載方法について

施設費を収益に振り替えた場合及び返還した場合の金額等を記載する欄がなかったため、欄及び記入に係る注記を追加するとともに、当期交付額の欄に、額の確定ベースではなく、受入額ベースの金額(当期交付決定額)を記載するよう様式を変更するもの。

【Q76-1】

(7) 附属明細書の補助金明細における補助金返還の記載方法について

補助金を返還した場合の返還額等を記載する欄がなかったため、欄及び記入に係る注記を追加するとともに、当期交付額の欄に、額の確定ベースではなく、受入額ベースの金額(当期交付決定額)を記載するよう様式を変更するもの。

【Q76-1】

(8) 特定研究成果活用支援事業者の表記について

基準 77 の改正に対応して、VC 及び VF を表す単語を明確に書き分けるもの。

【Q77-11】

(9) 助成金の会計処理について

助成金を受領した場合の会計処理について追記したもの。(助成金の内容によって取扱いは異なるが、補助金適正化法の適用を受ける助成金については、補助金と同様に取り扱うことを明記。)

【Q80-5】

(10) 出資事業における出資先が関連会社となる場合の VC 条項の適用について

出資事業における出資先が関連会社となる条件を満たす場合に VC 条項の適用条項を適用するかどうかについて規定がされていないため、その取扱いを追加するもの。

【Q108-2】

(11) 関連公益法人の財務状況の開示について

関連公益法人の財務状況の開示について、基準第 122 では、資産・負債及び正味財産の額を明らかにするよう求められているが、Q122-2 に様式例がないため追加するもの。

【Q122-2】

(12) 出資事業で出資した有価証券の連結附属明細書上の保有区分について

出資事業で出資を行った有価証券について、連結附属明細書上、「売買目的有価証券」として区分している例と「其他有価証券」として区分している例があったため、その取扱いを明確にするもの。

【Q122-4】

(13) その他軽微な修正

引用している基準等の名称や引用文について最新のものに修正。

【Q35-1】【Q35-2】【Q77-4-6】

2. 固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準に関する実務指針の主な改訂内容について

(1) 国立大学法人法第34条の2に基づいて行う貸付資産の企業会計における減損会計基準の適否及び減損の兆候判定について

国立大学法人法第34条の2の規定に基づく貸付について、その対価は教育研究水準の一層の向上に充てることを目的としているため、企業会計における固定資産の減損会計基準が前提としている独立採算型の運営が予定されているとは言い難い旨を追記するもの。

また、当該貸付の決定は用途変更には当たらないが、貸付開始後においては通常どおり判定を行う必要がある旨を追記するもの。

【Q 減損 0-1】【Q 減損 3-11】

3. 改訂時期

平成 30 事業年度から適用